

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業の円滑な実施に関し、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(耐震診断、補強設計及び除却の完了検査)

第3条 補助対象事業が耐震診断、補強設計及び除却である場合は、交付決定者は、事業完了後1ヶ月以内または事業完了年度の3月14日（14日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事へ提出し、検査を受け合格しなければならない。

(耐震改修の完了検査)

第4条 補助対象事業が耐震改修である場合は、交付決定者は、要綱第15条第1項の報告の前に、実地に検査を受け合格しなければならない。ただし、建築基準法第6条第1項の確認を受け実施された耐震改修については、同法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の交付を受けることにより当該検査は要しない。

- 2 前項の検査を受けるにあたっては、事業完了後4日以内または事業完了年度の3月10日（10日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）のいずれか早い日までに必要な図書を添付の上、完了検査申請書（第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、完了検査申請のあった日から原則として開庁日で5日以内に実地に検査を行うものとする。
- 4 交付決定者は、完了検査に合格したときは、事業完了後1ヶ月以内または事業完了年度の3月20日（20日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）のいずれか早い日までに完了実績報告書を知事へ提出しなければならない。

(耐震改修の年度終了検査)

第5条 補助対象事業が耐震改修である場合は、交付決定者は、要綱第16条第1項の報告の前に、実地に検査を受け合格しなければならない。

- 2 前項の検査を受けるにあたっては、当該年度の3月10日（10日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに必要な図書を添付の上、年度終了検査申請書（第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、年度終了検査申請のあった日から原則として開庁日で5日以内に実地に検査を行うものとする。
- 4 交付決定者は、年度終了検査に合格したときは、当該年度の3月20日（20日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに年度終了実績報告書を知事へ提出しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、事業調整室長が定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。